

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第16号

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第21条第3項を次のように改める。

3 教職員条例第5条において読み替えて準用する京都市職員給与条例第4条第1項に規定する別に定める日を起算日とする1年間は、昇給日の属する年の前々年の4月1日から昇給日の属する年の前年の3月31日までの1年間とする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「単身赴任手当」の右に「、特殊勤務手当（特異性手当を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項第2号中「単身赴任手当」の右に「、特殊勤務手当」を加える。

第26条後段中「第49条本文」を「第49条」と、「管理職手当」とあるのは「管理職手当（同条ただし書により加算されたもののうち、別に定めるものを除く。）」に改める。

第50条前段中「前条本文に規定する支給額に係るものに限る」を「前条ただし書により加算されたもののうち、別に定めるものを除く」に改める。

第53条第2項を削り、同条第3項第1号中「育児休業法第2条により育児休業」を「自己啓発等休業等」に改め、同項第4号中「期間（」の右に「教職員条例第33条第1項第1号に掲げる休職の期間及び」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第54条第3項第4号中「定時制通信教育手当を支給される教育職員で、前号に掲げる教育職員以外のもの」を「前号に掲げる者以外のもので、定時制通信教育手当」に改める。

第55条第2項第3号中「別表第4(14)の項右欄ただし書による病気休務」を「別表第4(15)の項に掲げる事由により職務に専念する義務の免除」に改める。

第58条後段中「京都市職員給与条例第」を「京都市職員給与条例」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(府条例等の適用を受けていた教職員の職務の級及び号給)

2 この規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前

日において、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）又は京都市教職員の給与等に関する条例（以下「府条例等」という。）の適用を受けていた教職員（以下「切替教職員」という。）の施行日における職務の級及び号給は、施行日の前日における当該切替教職員の府条例等に基づく職務の級及び号給並びにそれらに対応する給料月額との均衡を考慮して決定するものとする。

（経過措置）

3 施行日の前日において、職員の給与、勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則（平成22年京都府人事委員会規則106-698）附則第6項に規定する経過措置基準額の支給を受けていた切替教職員であって、施行日の前日から引き続き当該支給の基礎となる学校に勤務するものについては、当該経過措置基準額と同一の額を支給する。

別表第6	1中	「	54	を	「	53	に改める。
		55	54				
		56	54				
		57	55				
		57	55				
		58	56				
		58	56				
		59	57				
		59	58				
		60	59				
		」	」				

別表第7 1 3級の項中「第2条第2項」を「教職員条例別表第1の備考」に改め、
同表2 3級の項中「第2条第4項」を「教職員条例別表第2の備考」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）